

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費（令和８年度予算）

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、さらに令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和8年度湧別町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 133,735千円

（歳出） 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 915,390千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

科目名		経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国道支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	384,839	281,881	1,459	33,217	68,283
	老人福祉費	7,000	0	1,309	1,862	3,829
	児童措置費	166,630	127,988	239	12,568	25,835
	母子福祉費	4,900	1,291	33	1,170	2,406
	小計	563,369	411,160	3,040	48,817	100,353
社会保険	社会福祉総務費	61,636	46,226	0	5,043	10,367
	介護事業費	199,810	7,468	0	62,947	129,395
	後期高齢者医療費	46,269	34,701	0	3,786	7,782
	小計	307,715	88,395	0	71,776	147,544
保健衛生	予防費	44,306	0	4,150	13,142	27,014
	小計	44,306	0	4,150	13,142	27,014
合計		915,390	499,555	7,190	133,735	274,911

※事務費及び人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）については除外しています。